

第 108 回あるべき税制委員会、第 125 回国税委員会合同会議議事録（文責森信）

2020 年 9 月 8 日、青山先生から、国際課税の最近の課題についてお話をいただきました。
(資料添付)

説明と議論の概要は以下のとおり。

- ・第 1 の柱について、自動化されたデジタルサービスと消費者向けビジネスの定義が不明、課税ベースの算定方法も課題が多く残っている。
- ・利益 B、C の課題として、基礎的な販売活動の定義の問題がある。
- ・第 2 の柱は、米国の影響を強く受けている。問題はミニマム課税と既存税制の重複をどう考えるかということ。真実の経済活動には課税しないという経済実質主義と、果てしない税率引き下げ競争への対応という 2 つの異なる課題だが、適用される方は重複感がある。
- ・CFC はわが国の課税権の確保という哲学、ピラー 2 は最低限の税率を課すことによる競争条件の確保ということではないか。
- ・国際的に会計基準が統一されていない中で、財務データの活用にあたっての課題がでてくるのではないか。例えば損失の繰り延べなど各国で異なる会計基準となっている。
- ・新たな課税権について、これまでの基準であった PE と独立課税原則を、近年、所得相応基準やロケーションセービングによって拡張適用してきた。利益 A については、ロケーションスペシフィックレント（地域に特有な超過収益）と位置付ける理論が出てきた。
- ・過去・現在のデータへの依存から、将来の事業見通しを含めた情報依存へのシフトが見られる。
- ・ブループリントは 10 月中旬の包括的枠組みの会合を経て G20 蔵相会議に報告予定。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。